

廃掃法とバーゼル法の「すきま」解消へ

審委
環門

優良認定のあり方なども議論

中専

中央環境審議会（環境相の諮問機関）廃棄物処理制度専門委員会の6回目の会合が先月28日都内で開かれ、前回に引き続き廃棄物処理法見直しに向けた論点の検討が行われた。今回は廃棄物処理法とバーゼル法との「す

きま」の解消や、優良産廃処理業者認定制度の見直し、廃棄物処理に関する優良な人材の育成などについて議論された。

使用済み電気電子機器をはじめ、有害特性を持つ使用済み物品の国内管理については、明確に廃棄物該当性を判断できる場合を除いては廃棄物処理法とバーゼル法との「すきま」となっており、いわゆる不用品回収業者による回収やスクラップヤードにおける不適正な取り扱いに対する取り締まりの実効性が確保でき

ていない状況にある。また、それらの輸出を通じて海外でも環境汚染を生じさせている恐れがあることから、このような使用済み物品の性状に応じた、その管理を適正化するための仕組みのあり方を検討することを通じ

て、「すきま」を解消すべきではないかという意見が挙がっている。

スクラップヤードでこつした使用済み電気電子機器等や電池類に起因する火災の発生や、保管や破碎等に際しての有害物質が飛散する懸念も踏まえ、スクラップヤードの所在地などを行政機関が把握することができるようになるとともに、他のスクラップ等と混合することを制限するなど、処理基準の順守を求めるこ

とができる必要な措置を講じるべきだとした。

優良認定制度の見直しについては、認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、処理状況に関する情報の排出事業者への提供またはインターネットを通じた公開等に関する要件や財務要件の見直しなどを含め、認定基準について必要な検討を行うべきだとされた。排出事業者の立場からは「排出側が使用したい

と思うメリットを示すべき」、産廃処理業界からは「認定のハードルを高くするだけでなく、認定業者数を増やすことを考えた見直しも行うべき」との声が上がった。

人材育成では、特に産廃処理業者における方策について、業界団体等によるより実効的な研修や講習の実施など、職員の能力・知識の向上を一層推進するための取り組みについて検討すべきだとされた。